

教育文化厚生協会たより

〒380-0838

長野市大字南長野字聖徳 593 / 7 番地

TEL : 026-237-8115

FAX : 026-234-2219

E-mail : info@kouseikyokai.com

http://kouseikyokai.com

2022 年春号

発行日 2022 年 5 月 31 日

発行 公益社団法人

長野県教育文化厚生協会

2022 年度定時社員総会行われる

5月28日(土)16:00より、今年度の定時社員総会が開催されました。午前中から行われた高教組定期大会もオンライン開催(執行部と議長団・議事運営委員長が高校会館に参集)で、定時社員総会もオンライン開催(理事・監事が高校会館に参集)で行われました。

第1号議案:「2021年度事業報告に関する件」は、上條晋専務理事から報告・提案が行われ、永原征夫監事から監査報告があり、満場一致で採択されました。続く第2号議案:「役員選任に関する件」では、理事・監事の全員が再任され、引き続き、代表理事には細尾俊彦、業務執行理事には上條晋と永原徹也の両名が就任することになりました。

最後に、2月の理事会で決定した2021年度事業計画と会館建設の進捗状況について、上條晋専務理事が報告を行い、すべての議事を終了しました。

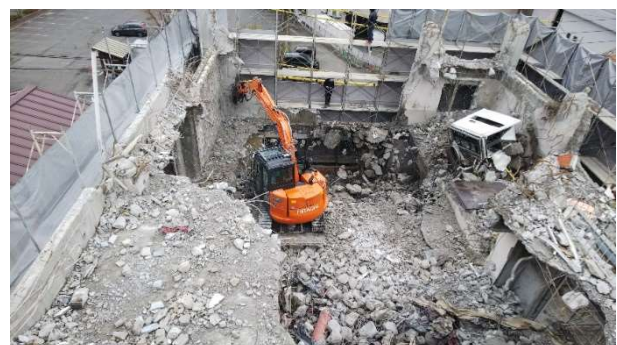
旧本館の解体工事進む

旧本館の解体工事が3月から本格的に始まりました。アスベストの除去、内部の部材の撤去に続き、屋上にバックホーが吊り上げられ、上から取り壊しが進みました。4月下旬からはバックホーも大型になり、2ヶ月間で建物はほぼなくなりました。現在は、基礎部分と地下のボイラー室を残すのみとなっています。6月中には解体工事もほぼ完了の予定です。

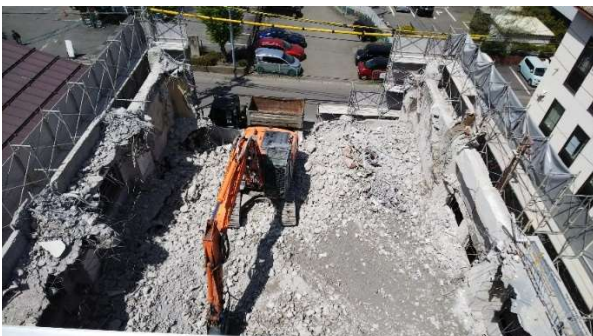
4/7 上から壊し始めて1週間経過



4/18 2F を壊し始めている



4/25 2F は壁を残すのみ



5/23 ほとんど更地になった



相談の窓 このコーナーでは寄せられた 主な相談事例を紹介します**相談事例①～同一労働同一賃金～**

◇内容 コロナワクチンの副反応が長引き、アルバイトに欠勤を申し出たら勤務態度不良と見なされ、休みが続くと解雇になると警告を受けた。

◆回答 診断書を提出し、会社の手続きに則って療養休暇等を申請するようアドバイスした。2021年4月から改正パートタイム・有期雇用労働法（同一労働同一賃金）が完全施行された。同法ではアルバイトにも正規と同じ基準で福利厚生を適用することを定めている。正社員に療養休暇があれば、アルバイトも取得できる。

相談事例②～賃金計算～

◇内容 タイムカードの15分未満が切り捨てて賃金計算されている。勤務交代の関係で毎日5分程度の残業があり、月にすると無視できない金額になる。上司に質したところ、会社の決めることとの回答で相談。

◆回答 労働基準法では労働時間の計算は1分単位。会社の方針であっても、法律に違反するものは無効。最近も大手外食チェーンが労基署の指摘を受け、計算方法を見直している。

相談事例③～通勤手当～

◇内容 送迎バスの運転手からの相談。勤務先の受託先が変わり、遠方の勤務地で勤務することになった。送迎という仕事の性格上、送り迎えの時間が空いてしまう。今までは自宅に戻れたが、新しい勤務先で自宅に戻ると、交通費がかさみ、手当をオーバーしてしまう。会社に引上げを求めたが、通勤手当は距離に関係なく固定のため、上げられないと断られた。

◆回答 通勤手当に法的基準はないが、距離に応じた支給が一般的。正社員と違う基準で支給されていたとするとパート有期法違反（同一労働同一賃金）の可能性もある。規則の確認を勧めた。

相談事例④～有給休暇～

◇内容 職場責任者に有給休暇の取得を希望したところ渋られた。規則の開示を要求すると有給の取得に応じたが、付与日数は10日とのことだった。週30時間以上で5年勤務しているので、日数が少ないことを不審に思い相談。

◆回答 週30時間以上勤務しているので、フルタイムと同じ日数が付与される。累積で20日前後残っている。自身の計算を示し、担当者に法定基準の確認を求めるように助言した。